第百八号

令和二年

六月二十九日

月 曜

日 山梨県告示第二百九号

ように定め、この告示の日以後に競争入札に参加しようとする者について適用する。 建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部を改正する告示を次の

令和二年六月二十九日

百四号)の一部を次のように改正する。 建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成三十年山梨県告示第三 建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部を改正する告示 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

るものにあっては、令和三年一月三十一日までの間に限り、五2による申請の受付の日 型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた者 する事業年度という」を加える。 の直前の七月一日の属する事業年度の直前の事業年度又は平成三十年十月二十九日の属 であって、事業年度が令和元年十月二十九日から令和二年六月三十日までの間に終了す 等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新 一2中「同じ」の下に「。ただし、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ

○公共測量の実施(三件)…………………………………………………………………………三五一 ○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………三五○

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出…………………………………三五○

○山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令…………………三四九

○建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部を改正する

…三四九

○建築基準法に基づく道路位置指定………………………………………………………三四九

○令和二年度地籍調査事業計画の決定…………………………………………………………………………………三四九

目

次

示

山梨県告示第二百八号

告

示

度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により令和 二年

令和二年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

早川町及び身延町 調査を行う者の名称 甲府市、富士吉田市、 山梨市、甲斐市、甲州市、 市川三郷町、

一 調査地域 甲府市平瀬町、古府中町、塚原町、上積翠寺町及び下積翠寺町、富士吉 塩山下小田原、西八代郡市川三郷町大塚、南巨摩郡早川町高住及び初鹿島並びに南巨 田市新屋及び上吉田、山梨市三富川浦、牧丘町西保中及び牧平、甲斐市吉沢、甲州市 宮木、市之瀬及び下田原の各

令和! 一年五月二十六日から令和三年三月三十一日まで

山梨県告示第二百十号

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 (峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県中北建設事務所

令和二年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 指定の年月日 令和二年六月二十二日
- 及び千百十八番十三 指定道路の位置
 韮崎市岩下字榧ノ木千八十九番二、千百十八番三、千百十八番九
- 四 指定道路の幅員 指定道路の延長 最大六・〇一メートル 五十九・七九メートル 最小六・〇〇メートル

令

訓

山梨県訓令甲第十七号

出本

先 機 関 庁

労働委員会事務局

Щ

梨県公

報

山

令和二年六月二十九日山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

のように改正する。 山梨県職員の勤務時間に関する規程(昭和二十八年山梨県訓令甲第十号)の一部を次

第三条を削る。

第五条を第四条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。第四条第一項中「第一条及び第二条」を「前二条」に改め、同条を第三条とする。

第十条中「前九条」を「前各条」に改め、同条を第十一条とする。

第八条の次に次の二条を加える。

間の特例) (疲労の蓄積により心身に負担を与えると認められる場合の職員の勤務時間及び休憩時

第九条 第一条に規定する勤務時間以外の時間に勤務を命ぜられた場合であつて、同条第九条 第一条に規定する勤務時間において勤務することが疲労の蓄積により心身に負担を与えると第九条 第一条に規定する勤務時間以外の時間に勤務を命ぜられた場合であつて、同条第九条 第一条に規定する勤務時間以外の時間に勤務を命ぜられた場合であつて、同条

(感染症のまん延防止のため分散勤務を行う場合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第十条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百第十条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百第十条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百第十条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百

別表中「第四条関係」を「第三条関係」に改める。る一時間又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。かかわらず、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続す2 前項の場合における別に定める機関に勤務する職員の休憩時間は、第二条の規定に2

所 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおりあったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定による届出が大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和二年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

ザサミット 代表取締役 保坂のり子 山梨県南アルプス市東南湖千三十五番地届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オン

二 届出の概要

蛭田百二十三番一外
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン甲府東 山梨県甲府市向町字

並びに法人にあっては代表者の氏名
変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
株式会社マックハウス	株式会社大創産業
代表取締役 白土孝	代表取締役 矢野靖二
東京都杉並区梅里一丁目七番七号 外	外 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十
二者	四号 外二者

- 3 変更の年月日 平成三十年三月一日外
- 三 届出年月日 令和二年六月十日

四

センター(縦覧場所)山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階)山梨県県民情報)

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年十月二十九日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により甲府市

令和二年六月二十九日

供する。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

戸町字藤塚三百六十七番一外 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 甲府東ショッピングセンター 山梨県甲府市和

- 二 届出の内容 既存店舗の変更
- 二 届出の公告日 令和二年二月十三日

四意見の概要

- 1 交通安全対策の実施
- 2 駐車場の出入口の設置
- 3 騒音対策の実施

センター エンター エー 縦覧場所 - 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 - 山梨県県民情報

六 縦覧期間 この公告の日から令和二年七月二十九日まで

公共測量の終了

条第三項の規定により公示する。の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四第二項の規定により国土交通省関東地方整備局長野国道事務所から次のとおり公共測量測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和二年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(撮影、評定点測量、簡易水準測量、数値図化)
- 一 測量の地域 北杜市
- 三 測量の期間 令和元年十一月二十一日から令和二年三月三十一日まで

)公共測量の実施

三項の規定により公示する。量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第第一項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和二年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量 (航空レーザ測量)
- 二 測量の地域 富士川砂防事務所管内 釜無川流域及び早川流域
- 三 測量の期間 令和二年六月二日から令和三年一月二十九日まで

Щ

梨

県

公

報

第百八号

令和二年六月二十九日

公共測量の実施

公示する。

公示する。

の記第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定によりの規定の規定により第一項の規定により富士・東部林務環境事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の第一項の規定により富士・東部林務環境事務所から次のとおり公共測量を実施する旨法第十四条

令和二年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

- 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 測量の期間 令和二年六月三日から令和三年三月十六日まで

公共測量の実施

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。第一項の規定により西桂町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

山梨県知事 長 崎 幸太郎

測量の種類 公共測量 (空中写真撮影)

令和二年六月二十九日

- 一 測量の地域 西桂町 (山地部を除く十・五六平方キロメートル)
- 測量の期間 令和二年六月十五日から令和三年三月二十六日まで

三

発行者	山梨
山梨県	山梨県公報
	第百八号
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和二年六月二十九日
印刷所	I II
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
二八番	
	三五二